



平成30年5月10日

各 位

会 社 名 SAMURAI&J PARTNERS株式会社
 代表者名 代表取締役 安藤 潔
 コード・上場 4764・JASDAQ
 問合せ先 取 締 役 山口 慶一
 電話番号 03-5259-5300 (代表)

第三者割当により発行される株式及び第13回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成30年5月10日開催の取締役会において、以下のとおり、田口茂樹氏及びNLHD株式会社（以下「割当予定先」と総称します。）を割当予定先として、第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集を行うこと（以下「本第三者割当増資」と言います。）について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 第三者割当による新株発行

① 払込期日	平成30年6月1日
② 発行新株式数	普通株式 1,785,700株
③ 発行価額	1株につき 280円
④ 調達資金の額	499,996,000円（注）
⑤ 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、全額を田口茂樹氏に割り当てます。
⑥ その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本株式に係る総数引受契約を締結する予定です。

（注）調達資金の額は、上記普通株式(以下「本株式」と言います。)の払込金額の総額から、本株式の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。

(2) 第三者割当による新株予約権発行

① 割当日	平成30年6月1日
② 新株予約権の総数	32,467個
③ 発行価額	9,740,100円（新株予約権1個につき 300円）
④ 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：3,246,700株（新株予約権1個につき100株）
⑤ 調達資金の額	1,009,723,700円（注） （内訳）新株予約権の払込による調達額： 9,740,100円 新株予約権の行使による調達額： 999,983,600円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取概算額については、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照ください。
⑥ 行使価額	1株につき 308円

⑦ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、NLHD 株式会社に割り当てます。
⑧ その他	<p>1.新株予約権行使期間 平成 30 年 6 月 2 日から平成 35 年 6 月 1 日までの 5 年間とします。</p> <p>2.行使条項 新株予約権については、以下のいずれかの場合が生じた際に、権利行使しなければならない強制行使条項が付されています。 <ul style="list-style-type: none"> ・発行から満期日までの期間中、株価終値が一度でも権利行使価格の 30%である 92 円を下回った場合。 ・発行から満期日までの期間中、株価終値が一度でも権利行使価格の 200%である 616 円を上回った場合。 </p> <p>3.譲渡制限 新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。</p> <p>上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出の効力発生を条件とします。</p>

(注) 資金調達の額は、上記の新株予約権証券（以下「本新株予約権」と言います。）の払込金額の総額（9,740,100 円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（999,983,600 円）を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

2. 募集の目的及び理由

(1)資金調達の主な目的

当社は、平成 29 年 3 月に経営陣を一新し、従来の IT 事業のみではなく金融関連事業を新たに開始し、「金融×IT」という新分野において、売上高の拡大及び収益力の回復を目標に事業を進めてまいりました。現在の各取締役は、金融及び投資の分野においてそれぞれの経験に基づくノウハウを有していることから、収益力回復に向けた金融関連事業の拡大のため、平成 29 年 11 月 1 日に第三者割当増資を行い当該資金にて AIP 証券株式会社（現 SAMURAI 証券株式会社）の株式を取得し、完全子会社としました。この時に調達した資金については、AIP 証券株式会社（現 SAMURAI 証券株式会社）（以下、「SAMURAI 証券」と言います。）の株式の取得、SAMURAI 証券の増資引受け及び当社の人材採用などを資金使途とし、「10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況 (4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況 ①第三者割当増資」に記載の通り既にその一部を充当しております。また、当社が予めから主たる事業領域としている IT 事業においても、「金融×IT」の分野への進出に向けた規模の拡大及び効率的なシステム開発体制の構築が必要であったことから、株式会社ヴィオの株式を取得し子会社としました。株式会社ヴィオの株式取得については、上記の平成 29 年 11 月 1 日の第三者割当増資にて調達した資金ではなく、元より保有していた自己資金にて実行しております。

そのような中、金融関連事業の第 1 弾案件としまして、平成 29 年 12 月に株式会社ケイブ（以下、「ケイブ社」と言います。）の第三者割当増資を引受けました。これは、ケイブ社が、同社が新たにリリースしたゲームタイトルのプロモーション及び海外企業が開発したゲームタイトルの獲得のために資金調達を検討しており、当社が純投資として第三者割当増資を引受けることで、ケイブ社の成長が見込めるものと判断し、投資を実行したものであります。当該案件では、ケイブ社から 209 百万円で 112,100 株の新株を引受け一方で、ケイブ社筆頭株主と株式消費貸借契約を締結し、事前にケイブ社株式 130,000 株を借り受けておりました。借り受けた 130,000 株の

内、第三者割当増資でケイブ社から当社が引受ける予定の 112,100 株を 263 百万円で売却しました。その後、ケイブ社の第三者割当で引受けた株式 112,100 株と借り受けた株式のうち市場売却しなかった 17,900 株の合わせて 130,000 株を、筆頭株主へ返却しております。この結果、前期（平成 30 年 1 月期）において、本案件のみで売上高 263 百万円、営業収益 46 百万円を計上しております。

この金融関連事業の実績を受け、当社では営業活動として、業務推進や新規の事業を開始するために資金ニーズのある上場企業（以下、「発行体」と言います。）に対して、当該企業の経営方針や業績、資金使途を調査した上で、新株や新株予約権、転換社債の発行等、各企業に適した資金調達の方法を提案しております。中でも、特に資金使途については詳細を確認し、当社が投資による資金提供を行うことで、業務の発展や新規事業による飛躍的な成長が見込める発行体に対しましては積極的に面談をさせていただいております。このような営業活動の結果として、当社は現在、複数の発行体との間で第三者割当増資の引受に関して具体的な交渉を進めており、これらの発行体に対し投資を行う為の資金を調達するために本第三者割当増資を行うものであります。

上述の通り、ケイブ社の案件では、事前にケイブ社の筆頭株主より株式を借り受け、第三者割当増資にて発行される新株を引き受ける前に借り受けた株式を売却する事が可能なストラクチャーであったことから、投資資金の早期回収が見込め、手元資金のみで投資を実行いたしました。しかし、現在第三者割当増資の引受に関して営業提案を行っております中では、事前の株式の借り受けができないケースや、発行体の株式流動性に鑑み半年～2 年程度の期間で売却をしていくケースの相談の他、より規模の大きな増資に対応できないかというご相談も頂いております。このような営業活動の結果、現在具体的に第三者割当増資の引受内容を交渉中であります 2 件の発行体で合計 500 百万円程度の新株引受の商談をしており、また、今まで営業提案を行ってきた中でこれまでよりも大規模な案件も含めて、資金が長期化するケースも想定されるため、当社手元資金として 1,000 百万円程度の金額を確保しておく必要があると判断しました。については、これらを合算した 1,500 百万円は投資資金として調達の必要があると判断しております。

しかし、現在の当社の手元資金のみでは、このような様々なニーズに対応するに際して制約が多く、第三者割当増資の引受けの具体的な依頼が複数ある中で、投資に用いる資金が不足するという事実は当社にとって投資機会の逸失に繋がり、収益体質の改善に向けた取り組みに対する阻害要因となってしまうかねないことから、資金調達をする必要があると判断いたしました。これにより、今後発生しうる第三者割当増資の引受案件に対し、迅速かつ柔軟な対応が可能となりますので、発行体にとってはより希望に近い条件での調達が可能になり、当社においては投資機会の逸失といったリスクが軽減されることで引受実績の増加に繋がり、引受けた株式を売却することで売却益を得られ、収益力の回復に貢献すると考えております。

(2)本資金調達方法を選択する理由

当社グループは、平成 30 年 1 月期の連結会計年度において、売上高 382 百万円を計上した一方で、営業損失 182 百万円、経常損失 195 百万円を計上しております。当社の現状に鑑みると、原価低減、経費削減等の施策に今後積極的に取り組んだとしても業績の大幅な改善は難しいと判断しております。このため、業績の改善に向け「2. 募集の目的及び理由 (1)資金調達の主な目的」に記載しておりますような発行体への投資（以下「本件使途」と言います。）が必要と考えておりますが、日々の営業キャッシュ・フローから、本件使途のための資金を確保することは非常に難しい状況にあります。この資金を確保するため、各種資金調達方法に対し、当社の業績及び株主の皆様の利益に対する影響を考慮し、検討を行いました。

具体的には、第三者割当による新株式の発行、第三者割当による新株予約権の発行、金融機関からの借入、第三者割当による新株予約権付社債の発行、公募増資、コミットメント型のライツ・オフアリング、ノンコミットメント型のライツ・オフアリング、株主割当増資及び、新株予約権の上場を伴わない新株予約権の無償割当といった各資金調達方法に対し、当

社の業績及び株主の皆様の利益に対する影響を考慮し、検討を行いました。

公募増資及びコミットメント型ライツ・オフリングでは、第三者割当の方法に比べ、コストが割高であり、また当社が3期連続で連結純損失を計上していることから、引受先を選定することが困難であることが考えられます。さらに、公募増資においては株式の希薄化が比較的大きくなると考えられます。これらのことから、当社が投資を行う機会を逸失するリスクを防ぐことができず、今回の資金調達方法として不適當であると判断しました。

ノンコミットメント型ライツ・オフリングにつきましては、株式希薄化に対する影響は比較的少ないですが、払込みを行うか否かの判断が新株予約権の権利保有者によるため、当社が必要とする資金を調達できるかが不確定であります。また、3期連続で連結純損失を計上していることから上場規程に基づき実施できない状況にあります。

株主割当増資及び、新株予約権の上場を伴わない新株予約権の無償割当による資金調達については、払込みを行うか否かが株主又は新株予約権の権利保有者の判断となり、当社の必要とする資金調達を行う事ができるか否かが不確定であるため、今回の資金調達方法として適當ではないと判断いたしました。

新株予約権付社債による資金調達については、当社株式の希薄化を伴いますので、既存株主の皆様の利益に影響があり、当社としましても、割当日より当社の負債となり金利負担も増加することから、連結純損失を計上している現段階で、当社が実施するにはふさわしくないと判断しました。金融機関からの借入も同様に負債となるため、連結純損失を計上している現状では、当社にふさわしくないと判断しました。

第三者割当増資による新株式の発行の場合、当社が資金調達したい分の株式が、効力発生日に一度に発行されるため、著しい株式の希薄化が生じ、既存株主の皆様の利益へ影響が生じる可能性があり、第三者割当による新株予約権の発行の場合は、一度に著しい株式の希薄化は生じないものの、割当先が新株予約権を行使しない限り資金が調達できないといった点があります。

このような状況において、株式の希薄化や株価への影響を最小化しつつも資金を調達できる最善の方法を検討いたしました。現在交渉中である複数の発行体への投資資金についてはその案件の規模及び資金が必要となる時期が比較的近いことから、期日までに確実に資金調達ができる新株式による第三者割当増資を行い、今後新たに交渉を開始する発行体への投資資金については、新株予約権による第三者割当増資を行うことが、株式の希薄化及び資金調達時期を考慮し、当社が現在置かれている状況では最良の選択肢であるとの結論に至りました。但し、上述しておりますように、新株予約権につきましては、その行使時期が割当予定先の都合によるところが大きいと、割当予定先の行使状況によっては、当社の手元の投資資金が不足し、投資機会を逸失する恐れが生じると考えられます。このような事態を防ぐため、新株予約権に対し強制行使条項を設けました。強制行使条項の内容としましては、行使期間中の当社株価終値が行使価額の30%を下回るまたは200%を上回ることが一度でも発生した場合、権利行使の満期日までに本新株予約権を行使しなければならないものとしております。これは、他社と同様な強制行使条項とした場合、当社の株価変動性を考慮すると本新株予約権の発行価額が上昇してしまい、割当先の検討において障害となる恐れが生じたためであります。強制行使条項の内容をこのように設定する事で、本新株予約権の行使期間の満期日であります平成35年6月1日までに、新株予約権が行使される確度が高まりますので、遅くとも満期日までに当社が必要としている資金を調達できる確率が高くなるものと判断いたしました。さらに、新株予約権の行使がなされるまでのつなぎの資金調達手段として、NLHD社と当社の間で1,000百万円を上限としたコミットメントライン契約を締結することといたしました。社債の発行や借入ではなく、コミットメントライン契約とすることで、資金が必要でない時は金利負担を発生させず、資金が必要になった場合は直ちに借入を行うことができるというメリットがあります。

このように新株式の発行、新株予約権の発行及びコミットメントライン契約を組み合わせ

ることで、株式の希薄化や株価への影響を最小化しつつも、当社が必要としている投資資金を調達することが可能になります。

なお、本第三者割当増資における割当予定先であります田口氏及び NLHD 社は、本第三者割当増資によって割り当てられる当社株式を、当社の株価動向に応じて適宜売却する可能性があるとの意向を示している上、本第三者割当増資により、支配株主及び筆頭株主の異動を伴うものではないことから、当社としては、当社の経営方針に重大な変更が生じるものではないものと判断しております。

以上より、既存株主に対する希薄化の影響を考慮しても、本第三者割当増資により資金調達を行うことが合理的であると判断し、本株式及び本新株予約権の発行を決定いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

新規発行株式の株数及び払込金額	1,785,700 株	499,996,000 円
新株予約権の発行数及び発行価額	32,467 個	9,740,100 円
新株予約権の行使による株式の発行数及び価額の総額	3,246,700 株	999,983,600 円
発行諸費用の概算額	—	6,000,000 円
差引手取概算額	—	1,503,719,700 円

(注1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権公正価値算定費用、弁護士費用、登録免許税を含む登記関連費用、反社会的勢力に関する調査費用、その他事務費用等であります。

(注3) 払込金額の総額は、新株式の払込金額の総額 (499,996,000 円)、本新株予約権の払込金額の総額 (9,740,100 円) に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 (999,983,600 円) を合算した金額から、本第三者割当増資に係る発行諸費用の概算額 (6,000,000 円) を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記「(1) 調達する資金の額」記載の差引手取概算額 1,503,719,700 円については、第三者割当増資の引受けに使用する投資資金として、全て充当する予定であります。特に、本新株発行により調達し、諸費用を差し引いた 497 百万円は、「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」にも記載しております、現在交渉中である 2 件の発行体への投資資金に使用します。

また、新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達し、諸費用を差し引いた 1,005 百万円は、今後新たに交渉を開始する発行体への投資資金としてすべて充当する予定です。具体的な投資スキーム、支出タイミング、案件数、案件規模はケースバイケースではありますが、発行体のニーズに答えるストラクチャーを構築し、収益力の回復に資する案件に使用します。

また当社が、投資により引受ける各発行体の株式及び新株予約権証券につきましては、純投資が目的でありますため、発行体の株式流動性及び行使条件にもよりますが、基本的には半年から 2 年以内に売却を完了する方針であります。

具体的な使途及び支出予定予想時期につきましては、以下のとおりであります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
現在交渉中である複数の発行体への投資資金 (新規発行株式による手取金)	497	平成30年6月～平成30年11月
今後新たに交渉を開始する発行体への投資資金 (新株予約権の発行及びNLHD社での新株予約権 の行使による手取金)	1,005	平成30年6月～平成35年5月

- (注1) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理する予定です。
- (注2) 「新規発行株式の手取金」につきましては、案件の状況により支出予定時期の変更となる可能性があります。
- (注3) 「NLHD 社にて新株予約権行使時の手取金」は調達次第、投資資金といたします。
- (注4) 調達する資金の内、本新株予約権の行使による調達額（999 百万円）につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない場合があります。資金調達できない場合は、他の資金調達により充当、又は、規模縮小等により対応する予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社が金融関連事業にて発行体に対して迅速かつ柔軟な対応を行うために、今回調達する資金を使用します。当社の取締役らのノウハウを活かすことのできる金融関連事業を拡大し、収益力を回復させるための資金であるため、当社の企業価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資による新株式 1 株当たりの払込金額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日（平成 30 年 5 月 9 日）の当社株式の終値 308 円より 9.09%ディスカウントした 280 円といたしました。

取締役会決議日の前営業日の終値を基準とした理由につきましては、直近の株価が現在の当社及び外部環境を反映した客観的な評価であると判断したこと及び、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日付）に、「第三者割当増資を行う場合には、その発行価額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前営業日の価額を基準として決定すること」とされていることから、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日を基準とすることが適当であると判断いたしました。

また、ディスカウント率につきましては、当社の経営方針及び本第三者割当増資にて調達する資金の使用用途について、割当予定先に説明を行い、協議・交渉を行った結果、基準価格に対し 9.09%ディスカウントした 280 円とすることといたしました。

なお、当該新株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議の直前営業日までの 1 ヶ月間の終値平均 300 円に対して 6.67%のディスカウント、当該直前営業日までの 3 ヶ月間の終値平均 310 円に対して 9.68%のディスカウント、当該直前営業日までの 6 ヶ月間の終値平均 353 円に対して 20.68%のディスカウントであります。

上記の終値の平均値との比較及び、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日付）に照らしても、本株式の価額は、特に有利な金額には当たらないと判断いたしました。また、当社の全ての監査役からは、当社取締役会において本株式の払込金額は、同取締役会決議の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 308 円より 9.09%ディスカウントした 280 円を払込金額とすることに特に問題は無く、上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見をいただいております。

また、本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績のある第三者機関、株式会社プルータス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞ヶ関ビル 30 階、代表者：代表取締役社長 野口 真人）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約書に定められた諸条件、新株予約権の行使条件及び割当先の行動（強制行使条項に抵触した場合には権利行使を行う、満期日に株価が権利行使価格よりも高い場合は、

権利行使を行う)を考慮し、モンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、株式会社ブルータス・コンサルティングによる算定の条件として、基準となる当社株価 308 円(平成 30 年 5 月 9 日の終値)、権利行使価額 308 円、ボラティリティ 89.18%、権利行使期間 5 年、リスクフリーレート▲0.1%、配当率 0%等を参考に公正仮評価を実施し、本新株予約権 1 個につき 300 円との結果を得ております。

当社は、株式会社ブルータス・コンサルティングによる本新株予約権の発行価額の公正価値の算定結果を参考に、割当予定先と協議のうえ、本新株予約権の発行価額を、評価額(300 円)と同額とすることを決定いたしました。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 308 円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

また、本新株予約権の行使価格 308 円は本調達に係る取締役会決議の前日までの最近の 1 ヶ月平均 300 円に対して 2.67%のプレミアム、前日までの最近 3 ヶ月平均 310 円に対して 0.65%のディスカウント、前日までの最近 6 ヶ月平均 353 円に対して 12.75%のディスカウントとなっております。

なお、当社監査役 3 名全員から、株式会社ブルータス・コンサルティングは、当社と取引関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

そして、当社取締役会においては、監査役 3 名の上記意見表明についての説明を受け、全取締役の賛同の下、本新株予約権の発行を決議しております。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資にて割当予定先に発行される新株式数は 1,785,700 株(議決権数 17,857 個)でありますので、平成 30 年 5 月 9 日現在の当社発行済株式総数 29,850,000 株(総議決権数 298,500 個)に対して株式の希薄化率は 5.98%(当社議決権数に対しては 5.98%)となります。さらに、新株予約権が全て行使された場合に発行される新株式数 3,246,700 株(議決権 32,467 個)を合算した本第三者割当増資にて発行します株式の合計数量は 5,032,400 株(総議決権数 50,324 個)となりますので、株式の希薄化率は第三者割当増資前の 16.86%(当社議決権数に対しては 16.86%)となります。

もっとも、上記の希薄化を勘案しても、「2. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載したとおり、本第三者割当増資の実施により資金を調達する事で、金融分野への投資が可能となり、ひいては当社の売上拡大と収益の回復及び今後の中長期的な事業拡大の実現によって、当社の企業価値を高め株式価値の向上に資するものと考えております。また、本第三者割当増資により発行する当社普通株式の数は、新株予約権が全て行使された場合 5,032,400 株になるのに対し、当社普通株式の過去 1 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 1,390,873 株であり、一定の流動性を有していることから、本第三者割当増資による新株式の発行は、希薄化を生じるとはいえ、市場に過度の影響を与えるものではないと判断しました。

以上のことから、本第三者割当増資は、中長期的な企業価値・株主価値の向上に寄与することを可能とするものであり、既存株主の皆様の利益にも資し、かつ、本第三者割当増資において予定される上記の株式の希薄化を上回る利益をもたらす企業価値の向上を期待できるもので

あることから、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1)割当予定先の概要

①田口 茂樹 (以下「田口氏」と言います。)

(1)氏名	田口茂樹
(2)住所	Singapore
(3)職業の内容	会社役員
(4)上場会社と当該個人との間の関係	
出資関係	田口氏は当社普通株式を625,000株保有しており、平成30年5月9日現在の当社発行済株式数29,850,000株に対し2.09%を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

②NLHD株式会社（以下「NLHD社」と言います。）

(1)名称	NLHD株式会社			
(2)所在地	東京都港区南麻布四丁目5番48号			
(3)代表者の氏名・役職	代表取締役 藤澤 信義			
(4)事業内容	投資業			
(5)資本金	10百万円			
(6)設立年月日	平成21年3月11日			
(7)発行済株式数	—			
(8)決算期	1月末日			
(9)従業員数	0名			
(10)主要取引先	—			
(11)主要取引銀行	—			
(12)大株主及び持株比率	藤澤信義 100%			
(13)当事会社間の関係				
資本関係	該当事項はありません。			
人的関係	代表取締役である藤澤信義氏は、当社の筆頭株主であり、当社普通株式を8,900,000株（当社発行済株式数29,850,000株に対し29.82%）保有しております。			
資金関係	該当事項はありません。			
技術又は取引関係	該当事項はありません。			
(14)最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成27年2月期	平成28年1月期	平成29年1月期
連結純資産		14,407百万円	14,677百万円	5,674百万円
連結総資産		14,408百万円	20,083百万円	10,967百万円
1株当たり連結純資産		72百万円	73百万円	28百万円
連結売上高		5百万円	366百万円	320百万円
連結営業利益		△72百万円	257百万円	△8,154百万円
連結経常利益		△3百万円	257百万円	△8,154百万円
親会社株主に帰属する当期純利益		657百万円	270百万円	△8,993百万円
1株当たり連結当期純利益		3百万円	1百万円	△44百万円
1株当たり配当金		—	—	—

当社は、割当予定先である田口氏及び NLHD 社より、反社会勢力等とは一切関係がないことの説明を受けております。

また、上記とは別に、当該割当予定先である田口氏と田口氏が役員に就任する法人、NLHD 社の取締役及び関係する法人が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先等が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、第三者の信用調査機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目 7 番 12 号：代表取締役・古野啓介）に調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先等について反社会的勢力の影響を受けている事実が無いこと及び犯罪歴や捜査対象となっている事実について確認されなかったとの回答を得ております。

上記のとおり、当社の把握する限りにおいて、割当先、当該割当先の役員又は主要株主と反社会勢力とは一切関係がないことを確認いたしました。なお、当社はその旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2)割当予定先の選定理由

①田口 茂樹

「2. 募集の目的及び理由 (2)本資金調達方法を選択する理由」に記載のとおり、当社は、新株式の発行、新株予約権の発行及び借入のいずれかの方法による資金調達が必要であると判断し、当社グループの経営環境、経営方針及び本第三者割当増資の目的等をご理解いただける割当予定先を検討しておりました。

そのような中、前回第三者割当増資を引受けていただきました田口氏へ増資引受けの相談をいたしましたところ、今回の増資の目的について深くご理解をいただきました。資金調達の方法につきましては、田口氏と協議しました結果、新株発行による第三者割当増資で行う事となりました。これは、本資金調達で得た当社の資金使途を考慮いただき、当社へ投資を行う事により当社の業績が改善されるとご判断いただいたためであります。また、新株の発行価格については、9.09%ディスカウントした価格としておりますが、これも協議を行った結果であり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日付）の基準に適合していること、発行価格や発行条件において同意頂けたことから、田口氏を割当予定先に選定いたしました。

なお、田口氏は前回第三者割当増資で発行した株式 840,000 株の内、215,000 株を売却しており、現在 625,000 株を保有しております。本第三者割当増資を引受けていただくことで、田口氏の保有株式数は当社発行済み株式数の 2.09%から 6.91%へ増加いたします（6.91%の数値は、同日に NLHD 社へ割当てます本新株予約権が、全て行使された場合の値となります）。

②NLHD 株式会社

「2. 募集の目的及び理由 (2)本資金調達方法を選択する理由」に記載のとおり、当社は、新株式の発行、新株予約権の発行及び借入のいずれかの方法による資金調達が必要であると判断し、当社グループの経営環境、経営方針及び本第三者割当増資の目的等をご理解いただける割当予定先を検討しておりました。

検討を進める中で、平成 30 年 3 月 7 日、当社の社外取締役であった藤澤信義氏（以下「藤澤氏」と言います。）へ当社の取締役から状況の説明及び増資に関する相談を行いました。藤澤氏においては、当社の経営環境及び経営方針に対し深いご理解をいただいております。その際、新株発行及び新株予約権での引き受けで相談しましたが、新株を発行した場合、効力発生日に著しい希薄化が生じ、株主の皆様への利益に著しい影響が出る可能性がある旨の助言をいただいたことから、その影響をできるだけ抑える方法として新株予約権にて引受けていただくこととし、本方法に対応できる引受先としまして、藤澤氏より藤澤氏が代表取締役を行っております NLHD 社をご紹介いただきました。

新株予約権につきましては、その行使時期が割当予定先の都合によるところが大きいため、割当予定先の行使状況によっては、当社の手元の投資資金が不足し、投資機会を逸失する恐れが生じると考えられますが、この点において NLHD 社に相談をしたところ、このような事態を防ぐため、新株予約権の行使がなされるまでのつなぎの資金調達手段として、NLHD 社と当社の間で 1,000 百万円を上限としたコミットメントライン契約を締結することについて合意を頂けましたので、当社は NLHD 社を割当予定先に選定いたしました。

また、NLHD 社においては、現在当社株式を保有しておらず、本新株予約権を全て行使した場合、9.31%の株式を保有することとなります。なお、NLHD 社の代表取締役である藤澤氏は平成 30 年 5 月 9 日時点で当社株式を 8,900,000 株（当社発行株数の 29.82%）保有しており、現在当社の筆頭株主であります。

このため、本第三者割当増資により NLHD 社が引き受けた新株予約権を全て行使し、当社株式を保有し続けた場合、藤澤氏の保有している株式と合算すると、12,146,700 株となり当社議決権数の 34.82%（議決権数 121,467 個）を保有することとなります。しかし、当社は NLHD 社との間で、本第三者割当増資の引受けは純投資目的であり、当社の経営に対して重要な影響を与える意図は無いこと、また、本新株予約権を行使し当社株式を取得した場合には、法律上可能な範囲で、相応の短期間の間に市場で売却する旨が記載された新株予約権総数引受契約書を締結する予定であります。また、本日付け「コミットメントライン契約の締結に関するお知らせ」にてお知らせしておりますように、NLHD 社とのコミットメントライン契約の契約期間は、平成 30 年 5 月 10 日から平成 31 年 1 月 31 日であり、平成 31 年 1 月期中に NLHD 社との契約関係が解消される予定であるなど、NLHD 社が当社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるため、企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（最終改正平成 23 年 3 月 25 日）に基づき、当社は NLHD 社の関連会社には該当しないと認識しております。

(3)割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先であります田口氏より、当社普通株式の保有方針について、当社の株価動向に応じて適宜売却する可能性がある旨の説明を受けております。このため、当社は、田口氏より、本第三者割当増資の払込期日から 2 年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

また、割当予定先であります NLHD 社からも、本第三者割当増資を引受けるのは純投資目的であるため、本新株予約権を行使し当社株式を取得したら、法律上可能な範囲で、相応の短期間の間に市場で売却を行い、当社に重要な影響を与える意図は無い旨の説明を受けております。

(4)割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である田口氏に対し、本人との面談及び平成 30 年 4 月 30 日時点における投資銀行口座の投資残高証明書にて資金状況を確認しており、当該資金が全額自己資金であることを口頭にてあわせて確認しております。これにより、本第三者割当増資に係る資金は十分であると判断しております。

また、NLHD 社の資産状況については、平成 30 年 3 月 30 日時点における残高証明書を確認し、第三者割当増資に係る資金が全額自己資金であることを確認しております。これにより、本第三者割当増資に係る払込み及びコミットメントライン契約の際に当社に融資いただく資金は充分であると判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成30年5月9日現在）		募集後	
藤澤 信義	29.82%	藤澤 信義	25.51%
寺井 和彦	13.61%	寺井 和彦	11.65%
日本証券金融株式会社	11.31%	日本証券金融株式会社	9.68%
松井証券株式会社	7.34%	NLHD 株式会社	9.31%
村山 俊彦	3.35%	CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS FOR TAGUCHI SHIGEKI	6.91%
CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS FOR TAGUCHI SHIGEKI	2.09%	松井証券株式会社	6.28%
株式会社SBI証券	1.58%	村山 俊彦	2.87%
植村 篤	1.34%	株式会社SBI証券	1.35%
岡田 直規	1.34%	植村 篤	1.15%
株式会社玄武	1.00%	岡田 直規	1.15%

(注1) 平成30年1月31日現在の株主名簿を基準に、平成30年5月9日までに当社が確認した大量保有報告書に基づいて記載しております。

(注2) 「CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS FOR TAGUCHI SHIGEKI」は田口氏の資産管理業務を行っている投資銀行の口座名であります。平成29年11月に実施しました当社第三者割当増資で発行した株式も当該口座にて管理されております。

(注3) 持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

(注4) 当社は、平成30年1月31日時点で自己株式を保有しておりません。ただし、平成30年2月1日以降の単元未満株式の買取及び買増による自己株式は上記表中の持株比率に反映しておりません。

8. 今後の見通し

本第三者割当増資が今期及び将来の当社グループの業績に与える影響につきましては、現時点において未定であります。本第三者割当増資にて取得した資金は、他社の第三者割当増資等へ出資し、金融関連事業の売上の原資といたします。これにより、当社の企業価値並びに株主価値の向上へ資すると考えております。本第三者割当増資による当社グループの業績に与える影響が明らかになり、今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、希薄化が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1)最近3年間の業績（連結）

	平成28年1月期	平成29年1月期	平成30年1月期
連結売上高	155百万円	148百万円	382百万円
連結営業利益	20百万円	△86百万円	△182百万円
連結経常利益	6百万円	△83百万円	△195百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失(△)	△11百万円	△143百万円	△124百万円
1株当たり連結当期純 利益又は連結当期純損 失(△)	△4.17円	△53.29円	△4.49円
1株当たり配当金	－円	－円	－円
1株当たり連結純資産	36.36円	30.99円	47.23円

(注1) 当社は、平成30年2月1日付けで普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。そのため、平成28年1月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産金額を算定しております。

(2)現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成30年5月9日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	29,850,000株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	3,663,000株	12.27%

(3)最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成28年1月期	平成29年1月期	平成30年1月期
始値	145.5円	106.8円	117.0円
高値	198.4円	174.9円	490.5円
安値	77.7円	70.0円	104.9円
終値	112.0円	121.4円	345.0円

(注1) 当社は、平成30年2月1日付けで普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。そのため、平成28年1月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して株価を算定しております。

②最近6か月間の状況

	平成29年 12月	平成30年 1月	平成30年 2月	平成30年 3月	平成30年 4月	平成30年 5月
始値	481.0円	331.0円	345円	331円	378円	298円
高値	501.0円	431.5円	360円	400円	403円	325円
安値	308.5円	320.5円	260円	252円	266円	293円
終値	325.0円	345.0円	327円	379円	298円	308円

(注1) 平成30年5月の状況につきましては、平成30年5月9日現在で表示しております。

(注2) 当社は、平成30年2月1日付けで普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。そのため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して株価を算定しております。

③発行決議日前営業日における株価

	平成30年5月9日
始 値	315 円
高 値	320 円
安 値	307 円
終 値	308 円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当増資

払込期日	平成29年11月1日	
調達資金の額	692,720,000 円	
発行価額	1株につき2,380円	
募集時における発行株式数	普通株式2,691,000株	
当該募集による発行株式数	普通株式294,000株	
募集後における発行済株式総数	普通株式2,985,000株	
割当先	藤澤 信義	210,000株
	田口 茂樹	84,000株
発行時における当初の資金使途	①AIP証券の株式取得 (完全子会社化)	470百万円
	②AIP証券の増資の引受け	150百万円
	③当社における人材採用 などに係る資金	72百万円
発行時における支出予定時期	①AIP証券の株式取得 (完全子会社化)	平成29年11月
	②AIP証券の増資の引受け	平成29年11月～平成31年10月
	③当社における人材採用 などに係る資金	平成30年1月～平成32年10月
現時点における充当状況	①AIP証券の株式取得 (完全子会社化)	平成29年11月にすべて充当しております。
	②AIP証券の増資の引受け	平成29年12月に75百万円を充当しており、残り75百万円も予定時期内に充当する見込みです。
	③当社における人材採用 などに係る資金	従業員の採用を行っており、現在3百万円を充当しております。残りについても平成32年10月まで適宜充当いたします。

11. 発行要項

(1)新規株式発行要項

(1)発行新株式数	普通株式 1,785,700株
(2)発行価額	1株につき金280円
(3)調達資金の額	499,996,000円（資本組入額：249,998,000円、資本準備金：249,998,000円）
(4)申込期間	平成30年5月28日
(5)払込期日	平成30年6月1日
(6)募集又は割当方式 (割当予定先)	第三者割当の方法により、田口氏へ1,785,700株を割り当てる
(7)申込取扱場所	SAMURAI&J PARTNERS株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
(8)払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 築港支店 大阪府大阪市港区市岡二丁目11番21号
(9)その他	上記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力が発生していることを条件とする

(注1) 本株式の発行については、平成30年5月10日開催の取締役会決議によるものであります。

(注2) 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

(注3) 調達資金の額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、249,998,000円であります。

(注4) 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、「6. 割当予定先の選定理由等」をご参照ください。

(注5) 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期間内に後記払込取扱場所にて、金銭の払込を行うものとしします。

(注6) 払込期日までに、本株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、本株式の割当ては行われなないこととなります。

(注7) 本株式の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注8) 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)第13回新株予約権発行要項

①募集の条件

(1)発行数	32,467個（新株予約権1個につき100株）
(2)発行価額	新株予約権1個につき300円 （新株予約権の目的である株式1株当たり3円）
(3)発行価額の総額	9,740,100円
(4)調達資金の額	1,009,723,700円 （資本組入額：504,861,850円、資本準備金：504,861,850円）
(5)申込単位	1個
(6)申込期間	平成30年5月28日
(7)払込期日	平成30年6月1日
(8)割当日	平成30年6月1日
(9)募集又は割当方式 （割当予定先）	第三者割当の方法により、NLHD社へ3,246,700株を割り当てる
(10)申込取扱場所	SAMURAI&J PARTNERS株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
(11)払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 築港支店 大阪府大阪市港区市岡二丁目11番21号

(注1) 本株式及び上記の新株予約権証券（以下「本新株予約権」と言います。）の発行(以下「本第三者割当増資」と言います。)については、平成30年5月10日開催の取締役会決議によるものであります。

(注2) 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(注3) 本新株予約権の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注4) 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

②新株予約権の内容等

(1)新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定の無い当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
(2)新株予約権の目的となる株式の数	1.本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式3,246,700株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第2項乃至第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2.当社が別記「(3)新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「(3)新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3.調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「(3)新株予約権

	<p>の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4.割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
(3)新株予約権の行使時の払込金額	<p>1.本新株予約権行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2.本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、金308円とする。</p> <p>3.行使価額の調整</p> <p>(1)当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。） 調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>②株式の分割により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②</p>

	<p>に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>⑤上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額は初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5)上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
(4)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金1,009,723,700円</p> <p>(注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。</p>

(5)新株予約権の行使による株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な交付株式数で除した額となる。</p> <p>2.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(6)新株予約権の行使期間	平成30年6月2日から平成35年6月1日までとする。
(7)新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 SAMURAI&J PARTNERS株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項無し。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 築港支店</p>
(8)新株予約権の行使の条件	<p>1. 割当日から本新株予約権の行使期間の満期日までの期間中、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価格の30% (92円) を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。</p> <p>2. 割当日から本新株予約権の行使期間の満期日までの期間中、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価格の200% (616円) を上回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。</p> <p>3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済み株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行う事はできない。</p> <p>4. 本新株予約権1個未満の行使を行う事はできない。</p>
(9)自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下、「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を、新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で取得する。
(10)新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
(11)代用払込に関する事項	該当事項はありません。
(12)組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注1) 本第三者割当増資については、平成30年5月10日開催の取締役会決議によるものであります。

以 上